

平成 31 年度いわて三陸観光周遊バスツアー運行助成事業実施要項

(目的)

第 1 条 この要項は、いわて観光キャンペーン推進協議会（以下「本協議会」という。）が本県沿岸地域（宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町で構成する地域。以下「沿岸地域」という。）への観光誘客を促進し周遊ルートの拡大を図るため、予算の範囲内で助成金を交付するバス旅行商品造成支援事業について必要な事項を定める。

(助成金交付対象者)

第 2 条 本助成金の交付対象者は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）及び同法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）の規定に基づく登録を受け、次条に定める募集型企画旅行のバスツアーを催行する者（以下「助成金交付対象者」という。）とする。

(助成対象となる募集型企画旅行のバスツアー及び交付額等)

第 3 条 本協議会は、助成金交付対象者が沿岸地域への送客を目的に、次の(1)から(3)までに掲げる条件を全て満たす募集型企画旅行のバスツアー（以下、「ツアー」という。）を催行した場合に、ツアーに要する貸切バス料金の経費の一部に対して予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 催行期間が平成31年4月22日から令和2年3月25日までの間であること。
- (2) 募集について、パンフレットやチラシ等の作成または、ホームページに掲載していること。
- (3) 次のアからウまでに掲げる、コースのいずれかをツアーの行程に含み、それぞれ条件を満たしていること。

ア. 三陸鉄道コース

三陸鉄道車両を貸切乗車し、沿岸地域の観光施設を2カ所以上周遊するツアーであること。

イ. 「三陸防災復興プロジェクト2019」コース

「三陸防災復興プロジェクト2019」の期間中に開催される、別表1に定める催事への参加を目的とするツアーであること。

ウ. 復興ツーリズムコース

震災語り部・ガイドを利用した被災地の周遊等を目的とするツアーであること。

2 助成金の交付額及び加算額、並びに上限額は、次のとおりとする。

区分	助成額	加算額	上限額
(1) 日帰りツアー	10,000 円	-	1 事業者 当たり
(2) 宿泊を伴うツアー（沿岸地域に宿泊するものに限る。）	20,000 円	-	
(3) 上記(1)又は(2)に加え、以下を行程に含むツアー ア. 三陸鉄道リアス線の全区間を乗車するもの イ. 宮古・室蘭間のフェリーを利用するもの ウ. 別表2に定める三陸地域の現地体験を実施するもの エ. 東日本大震災津波伝承館を見学するもの	-	1条件に 付き 5,000 円	200,000 円

(交付申請)

第4条 助成金交付対象者のうち本助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、ツアー出発日から起算して7日前までに本協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 旅行行程表及び企画書（旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面）
- (2) その他会長が必要と定める書類

(交付の決定)

第5条 会長は、助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定する。

(決定の通知)

第6条 会長は、助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の決定の通知については、助成金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更申請)

第7条 申請者は、ツアー内容を変更、中止及び取り下げの場合は、速やかに変更（中止・取下げ）承認申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の決定の通知については、変更（中止・取下げ）承認申請決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告及び請求書の提出)

第8条 申請者は、ツアー完了後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）及び助成金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて会長あて提出しなければならない。

- (1) 最終の旅行行程表
- (2) 貸切バス利用証明書（様式第7号）
- (3) 宿泊証明書（様式第8号）
- (4) パンフレット、チラシ等又はホームページの写し
- (5) バスツアー催行中の様子が分かる写真
- (6) その他会長が必要と定める書類

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付する。

(助成金の経理等)

第10条 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 会長は、助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に助成金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第12条 助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月22日から施行する。